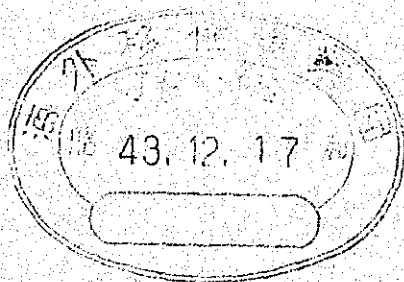


D-27

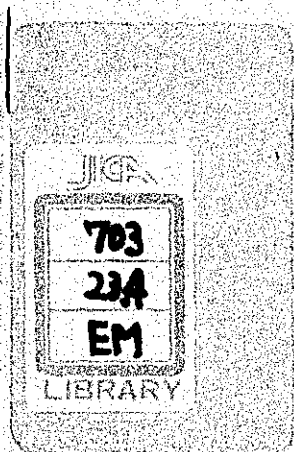
(啓発資料1008)

# 技術移住のしおり

(1968. 11)



海外移住事業団  
技術移住課



国際協力事業団

受入 月日 '84. 8. 14	703
	23.4
登録No. 02923	EM

# 技術移住のしおり

## 目 次

	頁
1. 技術移住について.....	1
2. 移住あっせん機関.....	1
3. 求職連絡の取扱について.....	2
4. 求入連絡の取扱について.....	3
5. 面接, 相談.....	3
6. 面接, 相談等の結果.....	4
7. あっせん.....	4
8. 採用の決定と移住許可申請.....	4
9. 渡航前の訓練講習.....	4
10. 伯国極東選考事務所の選考.....	5
11. 適格通知書の発給.....	5
12. 移住センター入所通知.....	5
13. 渡 航.....	5
14. 受 入.....	5
15. 適 応 研 修.....	6
〔附〕1. 現地事情.....	7
a. 待遇その他の労働条件.....	7
b. 試 用 期 間.....	8
c. 言 葉.....	8
d. 労働環境・社会保障.....	8
e. 援助と指導.....	8
f. 就労会社一覧表.....	9
2. 海外移住事業団都道府県事務所住所一覧表.....	12
3. 奈野職業訓練所工業技術移住科入所案内.....	14

JICA LIBRARY



1024342[6]

## 1. 技術移住について

海外移住事業団では、海外発展の希望に燃えて移住を志す工業技術者、技能者のために、技術移住のあっせんを次の方式にもとずいて実施しています。

### 1. 求職連絡方式

一定の要件を具備する技術者もしくは技能者の経歴及び希望等を現地へ連絡し、受入会社を積極的に開拓して就労のあっせんをする。

### 2. 求人連絡方式

雇用主からの求人申込にもとずき、その条件に適合する求職者を選考し、充足あつせんする。

なお、海外移住事業団が現在実施している技術移住は、主としてブラジル国向けであります。

## 2. 移住あつせん機関

海外移住事業団が国の内外を通じ一貫して移住者の援助及び指導その他の業務を行っています。

海外移住事業団は、昭和38年7月5日に成立をみた海外移住事業団法により同年7月15日に設立され発足した公的移住実務機関です。技術移住の相談、申込み受付は 都道府県事務所（12頁参照）及び職業安定所で取扱っています。

なお、現地における技術移住者の会社への紹介、住居、転職などのお世話や現地社会への適応性を容易にするための、社会規模、現地事情、ブラジル語等の研修会あるいは親睦会の開催など海外移住事業団サンパウロ支部（伯国名ジャミック）が直接移住者と接して指導、援助にあつております。

海外移住事業団  
〃 サンパウロ支部

東京都新宿区本塩町8の2  
TEL (359) 8281 (代)  
ブラジル国サンパウロ市セナドール  
フェイジョー街143番 私書函1699  
JAMIC Ltda., Caixa Postal 1699  
Rua Senador Feijo 143.  
São Paulo, E. de São Paulo.  
BRASIL.

### 3. 求職連絡の取扱いについて

#### (1) 職 種

ブラジル技術移住として求職連絡の対象となる職種は原則として、ブラジル外務省が発表する職業表記載の職種ですが、それ以外の職種についても比較的あっせん成立が容易な職種と認められるものについては取扱い職種とします。

「職業表」記載職種は3カ月毎に改訂されることになっていますので、詳細は地方事務所へ照会して下さい。

#### (2) 申込みにあつての一般基準

##### ア. 経 験 年 数

次の条件を具備していることが望ましい。

##### ㊦ 技 能 者

- a. 当該職種に関して3年以上の実務の経験を有する者
- b. 高校において当該職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後1年以上の実務の経験を有する者
- c. 1年課程の公共職業訓練を受けた者で2年以上の実務経験を有する者

##### ㊧ 技 術 者

大学又は短期大学において当該職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後1年以上の実務の経験を有する者

##### イ. 年 令

21才以上であることが望ましい。ただし技能優秀な者については18才以上の者

##### ウ. 身体強健でブラジル入国法規の規定する病気および肉体的欠陥のない者

##### エ. 犯罪その他反社会的行為をしたことのない者

#### (3) 申 込 みの 手 続

##### ア. 申込みの受付

常時受付ける

##### イ. 申込みの場所

全国最寄りの公共職業安定所又は海外移住事業団都道府県事務所

##### ウ. 申 込 書 類

- ㊦ 技術移住申込書（3通）……用紙は事務所で作付する
- ㊧ 戸籍謄本（3通）
- ㊨ 健康診断書（2通）……用紙は事務所で作付する
- ㊩ 写真（5枚）5 cm（ヨコ）× 7 cm（タテ）
- ㊪ 渡航費支給申請書（1通）……用紙は事務所で作付する

- ㉑. 移住者支度費および集結旅費申請書（1通）……用紙は事務所で交付する
- ㉒. その他必要書類

## 4. 求人連絡の取扱いについて

### (1) 求人連絡の紹介

会社からの求人の申込みがあった場合にはその都府県求人会社の概況、求人職種、求人数、作業内容、賃金及び申込み資格、申込期間等の取扱いを定め、別に技術移住「求人内容一覧表」に掲げて紹介します。

### (2) 申込みの資格

- ア. 職種、経験年数、年齢などは「技術移住求人内容一覧表」に記載の資格に適合する者
- イ. 身体強健で、ブラジル国入国法規の規定する病気及び肉体的欠陥のない者
- ウ. 犯罪その他反社会的行為をしたことのない者

### (3) 申込み手続

#### ア. 申込受付場所

全国最寄りの公共職業安定所、または海外移住事業団都道府県事務所

#### イ. 申込書類

- ㉑. 技術移住申込書（3通）……用紙は事務所で交付する
- ㉒. 戸籍謄本（3通）
- ㉓. 健康診断書（2通）……用紙は事務所で交付する
- ㉔. 写真（5枚）5cm（ヨコ）×7cm（タテ）
- ㉕. 渡航費支給申請書（1通）用紙は事務所で交付する
- ㉖. 移住者支度費および集結旅費申請書（1通）……用紙は事務所で交付する
- ㉗. その他必要書類

## 5. 面接、相談

海外移住事業団都道府県事務所において、受入先の条件と受入先国の入国条件にもとづき移住希望者の技能・人物・健康及びその他の状況について面接相談を行ないます。

### (1) 面接、相談等の科目

技能、人物性格、健康

### (2) 実施方法

#### ア. 技能

技能は、経歴とくに経験した仕事の内容を重視して、面接の方法によって技能の測定を行ないます。

- イ、人物面接
- ウ、性格判定
- エ、健康診断（健康診断書による）

## 6. 面接、相談等の結果

事業団都道府県事務所では技術移住希望者の相談に応じ、情報を提供して必要な助言を行なうとともに、移住の条件を具備しているものについては書類を整理して事業団本部へ提出します。移住の条件が具備していないものについては予備登録し適切な助言と指導を行いません。

## 7. あっせん

事業団本部では、都道府県事務所より提出してきた書類を総合的に審査し、あっせんの適否を判定します。

あっせん適当と認められたものについては希望条件、技能経歴等を尊重しそれぞれの会社に紹介しあっせんします。

## 8. 採用の決定と移住許可申請

海外移住事業団現地支部では、あっせんが成立すると「職業表」以外の職種については伯国労働省ならびに外務省へ移住許可申請を行いません。移住が許可された者については伯国外務省から在日伯国極東選挙事務所又は伯国領事館に連絡されます。一方事業団本部にも現地支部から連絡がありますので都道府県事務所を通じて本人に連絡します。

## 9. 渡航前の訓練講習

あっせん成立後渡航前の技術移住者訓練講習を行いません。訓練講習の内容は語学を主として、渡航に必要な手続、携行荷物、現地での生活事情、工業事情、労働事情、経済事情、歴史、移住者の心構え、エチケットなどであります。日本企業はもとより、外国企業にあっせんを希望する者は特に渡航前からブラジル語を十分に学習しておくことが必要でありますから訓練講習には必ず出席して下さい。

期間は2週間の予定ですが、訓練講習に参加する前に旅券発給申請、入国許可及び査証取得申請に必要な書類を都道府県事務所の指導によりとりそろえておくことが肝要です。同時に雇用主（勤めていた会社）から離職票の交付を受けて公共職業安定所に失業保険の受給手続きをしておくことも大切です。

講習に参加するための往復の旅費(2等)、期間中の食費その他は海外移住事業団で負担することになっております。

## 10. 伯国極東選考事務所の選考

伯国入国査証取得に際し、伯国極東選考事務所において職業適性選考と医療選考（面接と身体検査）を受けなければならないため、都道府県事務所の指示に従って、所定の必要書類を作成して下さい。選考は、原則として訓練講習の期間中に行なわれます。

（注） 伯国当局の移住許可分類により極東選考事務所の選考をうけなくてもよい場合がありますから領事館の審査をうけることとなります。くわしくは地方事務所へ照会して下さい。

## 11. 適格通知書の発給

旅券申請等をするために必要な適格通知書は訓練講習終了後発給いたします。受領後は都道府県事務所の指導をうけて、旅券発給申請と入国許可及び査証取得申請書類を作成することになります。

## 12. 移住センター入所通知

海外移住事業団では入国許可査証下附の内諾を取りつけた後、都道府県事務所を通じて本人に通知します。

## 13 渡 航

海外移住事業団では移住者を目的地まで安全に引率する目的をもって、輸送引率員を乗船させております。航海期間中には出発前に行なった講習の補完、新知識吸収のための講習会その他運動会、演奏会、映画会等が実施されます。

## 14 受 入

海外移住事業団サンパウロ支部では、乗船名簿により受入会社側関係者を伴ないサントス港に出迎えます。

## 15 適 応 研 修

サントス港上陸後、サンパウロ市郊外にある海外移住事業団の技術移住センターに入所し、15日間にわたって適応研修を受けることとなります。この間にブラジルで就労するために必要な鑑識手帳、労働手帳を取得します。



適応研修は就労にあたって必要とする基礎的な事項について行なうもので、ブラジル語、工業事情、社会事情、生活事情等についての研修を行ないます。適応研修終了後、それぞれの会社へ就労することになります。

## 「附」 1. 現 地 事 情

### a. 待遇その他の労働条件

- (1) ブラジル国労働法規に従って雇用されます。
- (2) 労働契約期間  
ブラジルの企業では日本の会社でも最近採用されはじめた職務給制度を採用しています。したがって能力のあるものは会社から優遇され、給与も勤続年数に関係なくどんどん昇給していきます。  
契約期間は労働法で4年以内になっています。
- (3) 労働時間  
ア. 労働は1週48時間で、日曜、祭日は有給休暇ですが、土曜も休暇にする会社が多くなっています。  
イ. 1日の労働時間は8時間で、1日2時間以上の超過勤務は許されないことになっています。1週48時間の労働時間を5日間で消化するため、1日の労働時間は普通10時間位となります。超過勤務手当は時間給の20%増程度です。
- (4) 給 与  
最低賃金法  
ブラジルでは最低賃金法が制定されており技術移住者もこの適用を受けます。現在の最低賃金は昭和43年4月に改正され実施中のもので、サンパウロ市はNCR \$ 129.60です。この賃金は、各地域の生活事情によって多少異なります。  
ア. 給 料  
技能工の場合の職種によって異なりますが初任給が大体月給でNCR \$ 300.00~NCR \$ 400.00技術者で月給NCR \$ 400.00~NCR \$ 600.00程度です。試用期間が終了すると能力により昇給します。  
( $\$1 = \text{NCR} \$3.20$ 、円換算NCR \$1.00=約¥112)  
イ. 家族手当  
家族手当については、法令第4266号にもとづき最低賃金の5%が14歳以下の子女を扶養している者に支給されています。  
ウ. 年末賞与  
法令第1831号にもとづき毎年12月中に給料1カ月相当分が支給されます。  
エ. その他日本の勤務手当などに相当するものはありませんが、会社により基本給のほか、に能率手当などを支給しているところもあります。

## b. 試用期間

一般に入社後3カ月～6カ月の試用期間があって、この期間の勤務成績により本採用、職場の配置給与の格付又は不採用が決定されることとなりますが、会社によっては試用期間をおかない会社もあります。

勤務成績の評定は、技能と人物の双方から行なわれ、技術程度の評価は勤務中の仕事ぶりのほかに筆記試験や実技試験によることもありますから、十分に勉強をして実力を養っておくことが必要です。

人物については、今までの例でも技術以上に物を言ったことがあります。何よりもブラジル人と積極的に交わり好感を持たれることが肝要です。このためにはブラジル語の修得が必要なのはいうまでもありません。

## c. 言葉

ブラジルはポルトガルの植民地であったために、ポルトガル語が国語になっています。ポルトガル語の話をすることを要求してくる会社はほとんどありませんが、会社側が条件としていなくても移住者である以上当然できることが望ましく、技術用語だけはできるだけ早い期間に熟達することが必要です。

## d. 労働環境・社会保障

近代工場は、ほとんど市外地で自然環境もよく、厚生施設なども整備した近代工場が少くないのですが、その反面、市内の中小工場はそこまで行きとどいていないものが多く労働環境は企業によって非常に差があります。したがって技術移住者も一般の住宅などを借りています。

社会保障制度は健康保険、労災保険、養老年金などが一本になってI A P I（工業従業員恩給基金）で扱われております。加入は強制的で負担金は労使それぞれ給与の8%で、16%の納入となっています。

I A P Iでは、それぞれの地域に支所、出張所などをもち病院などを経営していますが、実際に健康保険を利用することは病院の数が少ないことや、低所得者層のみが利用するもので「金を持っているものは医者にかかるときだ」という考え方が一般にあって、労災保険制度や養老年金制度などに比較すると今のところ十分とはいえないようです。

## e. 援助と指導

海外移住事業団では、移住者の主体性を損わないように留意しつつ、次にのべるような援助と指導を行なっております。

## 1. 渡航援助

- ア. 渡航費の支給……日本の乗船港（横浜・神戸）より上陸港までの船賃全額を支給しています。
- イ. 支度費の補助……移住者が移住センターに入所した際は、支度費として、満12歳以上の者1名に付き7,000円、満3歳以上の者1名に付き3,500円、満3歳未満の1名につき1,750円を支給します。
- ウ. 集結旅費の補助……渡航のため現住所から指定の移住センターに入所する旅費として、通常経路による旅費（鉄道賃、船賃、バス賃）の半額を移住センターに入所した後を支給します。

## 2. 指導

技術移住者は企業の営業目的遂行のために、技術により雇用されるものであり、十分にその能力を発揮するためには、言語と会社規範に習熟し、現地社会への融合を図る必要があります。

試用期間の問題もあり着伯当初及び入社初期における援助と指導を行なうために技術移住者適応研修会を技術移住センターで15日間にわたって行なっています。その後も技術研修を主体とした補完研修会をたびたび実施しております。

## f. 主たる就労会社一覧表

昭和36年から現在までにあっせんした技術移住者は主としてサンパクロ市内及び近郊の次のような会社に就労しております。海外移住事業団ではこのほかの会社にも積極的な求人開拓を行なっています。

	会 社 名	業 種
1	ソフンジェ鋳造	造 鋳
2	アトラス・エレベーター	エレベーター・エスカレーター製造
3	トレード計量器	小型計量器の製造
4	アルバメ電機器具	電気器具・コード
5	オーラ計器	自動車用計器・時計
6	フアルク・ド・ブラジル	製紙、繊維機械等のカップリング変速装置
7	フェラージェン・イ・ラミナソン	鏡筒製造
8	モイニョ・サンチスタ紡績	紡績・紡織
9	サンパクロ新聞社	日語新聞の印刷発行
10	ゼネラル・エレクトリック	電気機器
11	ゼネラル・モーター	電動機その他

	会 社 名	業 種
12	オーマス	工作機械
13	小西工作所	配管関係
14	加藤精機	金型部品
15	イラ・ラジオ	トランジスタラジオ その他
16	バルデラ重工	起重機, 製紙機械
17	テクナール	給油装置
18	コダマ機械	洗染業用機械
19	宿屋商工	鋳物
20	池森製作所	製紙機械
21	佐渡金電球工業	各種豆電球
22	田村電機製作所	トランジスタラジオ, 携帯用テレビ
23	チェリー無線	ラジオ, テレビ等のコンデンサー
24	インレプラ時計工業	時計製造
25	エンピレ工業	ラジオ, ステレオ, テレビ製造
26	パイロット万年筆	万年筆, インク, ピンセルアトミ
27	コラール塗料	塗料
28	ビイバル	自動車エンジン
29	コントラ消火器	消火器
30	ハウトマン建設	鉄骨建築, 変速機
31	セルマール	各種制御器
32	コンスタンタ・エレクトロテクニカ	各種抵抗器
33	スーパーフィーネ	マシン部品, 自動車部品
34	ブラジル豊和工業	紡織機
35	エルジン・マシン	マシン
36	メカニカ・ベサーダ	製紙機械, 造船機械
37	オリベッチ	クイブライター, 計算機
38	バルメイラス・マシン	マシン
39	ブラジル特殊陶業	タイル, 点火プラグ
40	石川島造船	造船

	会 社 名	業 種
41	新潟プラス	小型船舶, ディーゼルエンジン
42	ラインマテリアル	電力用変圧器, 配電用変圧器その他
43	伯国汽缶重機	ボイラー (船舶用, 陸用)
44	モトラジオ	ラジオ, テレビ
45	宿屋兄弟機械	ボール盤, 工作機械
46	ブラジルヤンマー	農・工・船舶用ディーゼル・エンジン
47	ブラジル倉紡	梳毛糸, 毛織毛糸, メリヤス原糸
48	前田木工所	木工家具, 機械部品 (木製部)
49	ブラジル・トヨタ	自動車

「附」 2. 海外移住事業団都道府県事務所  
住所一覽表

地方事務所名	所 在 地		電 話 番 号
北海道事務所	札幌市北一条西5の3	北一条ビル	札(26)0675
青森県事務所	青森市大字大野字長島1	青森県庁農地開拓課内	青(2)1111 内線341
岩手県事務所	盛岡市大通1丁目2番1号	岩手県産業会館6階	盛(23)4723
宮城県事務所	仙台市勾当台通27	宮城県庁農業構造改善課 内	仙(23)6111 内線999
秋田県事務所	秋田市山王4の1の1	秋田県庁農地開拓課分室 内	秋(3)1111 内線480
山形県事務所	山形市旅籠町3丁目5番 27号	山形県開拓会館内	山(2)9756
福島県事務所	福島市中町7番5号	福島県医師会館内	福(2)9014
新潟県事務所	新潟市東大通1の25	常石ビル207号	新(47)1918
茨城県事務所	水戸市三の丸1丁目5番28号	茨城県庁内	水(31)3873
栃木県事務所	宇都宮市瑞町田504	栃木県庁農地開拓課内	宇(2)0003
群馬県事務所	前橋市大手町1の1の1	群馬県庁文教多事課内	前(21)8585
埼玉県事務所	浦和市高砂町3の12の9	埼玉県農林会館内	浦(22)3135
千葉県事務所	千葉市本千葉町78	双葉ビル内	千(27)5623
東京都事務所	東京都新宿区本塩町8の2	住友生命西ツ谷ビル	東(359)7774
神奈川県事務所	横浜市中区日本大通1	神奈川県庁内	横(201)4513
山梨県事務所	甲府市丸の内1丁目9の11	山梨県民会館内	甲(2)6763
長野県事務所	長野市大字南長野市字下 92の2	長野県庁内	長(3)2909
静岡県事務所	静岡市追手町251	静岡県庁農地計画課内	静(54)2056
富山県事務所	富山市新富町2の4の22	富山県庁農地開拓課内	富(41)4111
石川県事務所	金沢市広坂通2の1の1	石川県庁農地開拓課内	金(31)1802
岐阜県事務所	岐阜市司町1	県合同庁舎内	岐(64)6601
愛知県事務所	名古屋市中区三の丸の2 4の1	愛知県庁内	名(971)9974
三重県事務所	津市公明町13	三重県庁開発拓殖課内	津(8)1111 内線277
福井県事務所	福井市御本丸町1	福井県庁内	福(23)8542
滋賀県事務所	大津市3京町丁目4番22号	滋賀会館内	大(3)0475
京都府事務所	京都市上京区小川通下立 亮上ル勘兵衛町122の1	京都府自治会館内	京(431)0863

地方事務所名	所 在 地		電 話 番 号
大阪府事務所	大阪市東区京橋前之町2 -2	佐伯ビル内	大(941)7525
兵庫県事務所	神戸市生田区山本通3の 121	神戸移住センター内	神(34)0742
奈良県事務所	奈良市登大路町8	奈良県庁農地課内	奈(22)1101 内線429
和歌山県事務所	和歌山市小松原通1の1	和歌山県庁移民課内	和(23)6111 内線297
鳥取県事務所	鳥取市東町1の22	鳥取県庁内	鳥(22)7111 内線374
島根県事務所	松江市段町19の1	島根県農林会館内	松(21)7561 内線391
岡山県事務所	岡山市磨屋町9番18号	岡山県農業会館内	岡(22)0832
広島県事務所	広島市基町10番3号	広島県自治会館内	広(21)7411
山口県事務所	山口県吉敷郡小郡町大字 下郷2139	山口県農業会館内	小(2)2329
徳島県事務所	徳島市万代町1の1	徳島県庁内	徳(53)2990
香川県事務所	高松市八番丁1	香川県庁内	高(31)1111 内線352
愛媛県事務所	松山市南堀端町2の3	愛媛県農協会館内	松(31)1793
高知県事務所	高知市帯屋町95	高知県社会福祉会館内	高(9)6865
福岡県事務所	福岡市天神町1丁目1番1号	福岡県庁内	福(74)8853
佐賀県事務所	佐賀市城内1の5の14	自治会館別館	佐(4)1541
長崎県事務所	長崎市出島町1番地5号	みなとビル内	長(26)4263
熊本県事務所	熊本市上通町1の21		熊(53)4227
大分県事務所	大分市荷場町2番33号	教育会館別館内	大(3)0886
宮崎県事務所	宮崎市宮田町2の29	燃料会館内	宮(2)2690
鹿児島県事務所	鹿児島市山下町12番10号	徳田ビル内	鹿(3)3601
沖縄事務所	那覇市西新町3丁目79の1		那(8)4415



## 「附」 3

### 秦野職業訓練所工業技術移住科入所案内

#### 1 目 的

ブラジルその他南米諸国に移住人希望する技能者に、現地技能者として必要な知識を修得させ技能を充補することを目的とする。

#### 2 職種、職種

機械工 10名、仕上工 10名

#### 3 入 所 資 格

- (1) 経歴年数 中学卒業者経験3年以上，工高卒業者経験1年以上  
・ 年 令 19才以上35才まで

#### 4 訓 練 期 間

6カ月

#### 5 訓練中の生活費

食費1日200円本人負担

寮費等は無料

なお、入所中は失業保険金の支給（延長）が受けられる。

#### 6 入 所

関係機関の選考により適格者は公共職業安定所の入所指示を受けて入所することとなる。入所は4月と10月の年2回である。

#### 7 詳細は全国最寄りの公共職業安定所又は海外移住事業団各都道府県事務所にお問合せ下さい。

### 神奈川県秦野職業訓練所

神奈川県秦野市曾屋清水程1,210番地

電話 (0464)(81) 0 8 7 0 番

